

財務省第9入札等監視委員会
平成25年度第3回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成26年4月11日（金） 大阪合同庁舎第三号館 会議室	
委員員	委員 尾崎 雅俊（辰野・尾崎・藤井法律事務所・弁護士） 委員 相原 隆（関西学院大学法学部教授・同大学院法学研究科教授） 委員 中務 裕之（中務公認会計士・税理士事務所長 公認会計士）	
審議対象期間	平成25年10月1日（火）から 平成25年12月31日（火）まで	
抽出案件件	4件	(備考)
競争入札（公共工事）	1件	<p>契約件名：国立京都国際会館受変電設備継電器等補修工事 契約相手方：東光電気工事 株式会社 関西支店 契約金額：15,225,000円 契約締結日：平成25年10月22日 担当部局：近畿財務局</p>
随意契約（公共工事）	一	
競争入札（物品役務等）	3件	<p>契約件名：普通乗用自動車（ミニバンタイプハイブリット車）2台（大阪税關調査部及び関西空港税關支署）の購入（交換） 契約相手方：トヨタカローラ滋賀 株式会社 契約金額：6,842,938円 契約締結日：平成25年10月2日 担当部局：大阪税關</p> <p>契約件名：監視艇「おき」定期検査修繕工事 契約相手方：美保船渠造船 有限会社 契約金額：17,010,000円 契約締結日：平成25年12月24日 担当部局：神戸税關</p> <p>契約件名：平成25年分所得税・消費税の確定申告に係る納付書等の封入及び発送代行業務（区分2） 契約相手方：株式会社 アテナ 大阪支店 契約金額：4,825,101円（予定調達総額） 契約締結日：平成25年11月19日 担当部局：大阪国税局</p>
随意契約（物品役務等）	一	
応札（応募）業者数1者関連	2件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通乗用自動車（ミニバンタイプハイブリット車）2台（大阪税關調査部及び関西空港税關支署）の購入（交換） ・ 平成25年分所得税・消費税の確定申告に係る納付書等の封入及び発送代行業務（区分2）
委員からの意見・質問、それに対する回答等	下記のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>契約件名： 国立京都国際会館受変電設備継電器等補修工事</p> <p>契約相手方： 東光電気工事株式会社関西支社</p> <p>契約金額： 15,225,000円</p> <p>契約締結日： 平成25年10月22日</p> <p>担当部局： 近畿財務局</p>	
<p>本工事への参加可能業者は何者程度あるのか。</p>	<p>参加可能な業者は多数あるが、国立京都国際会館の工事の場合、従来から実績のある業者が参加する傾向にある。国際会館という施設の特殊性により、実施されるイベント等の状況から作業時間等に制約があり、また今回は既存の設備との関連もあることから、推測ではあるが、実績のない業者が参加しにくい状況になっているかもしれない。</p>
<p>応札業者数を増やす工夫として、工事期間を長くすることが考えられるが、いかがか。</p>	<p>本工事では、一般的な標準工期を確認したうえで、材料の製造期間を考慮し、なおかつ、取付けに関しては施設特有の事情もあることから余裕をもって期間を設定している。</p>
<p>では、公告期間を長くすることで、準備期間に余裕を与えると考えられるが、いかがか。</p>	<p>一者応札になっているような案件であれば、一律的に、次年度以降は 10 日間を 12 日間に延ばすこととしている。 ただ、応札者が少数となった場合についても、より多く募るという観点から、できる範囲の中で延ばしていくよう検討する。</p>
<p>正式な手続としての入札公告の前に、予定しているものについてもホームページなどで知らせる取り組み等は何かしているか。</p>	<p>入札等の発注予定については、年度当初と中間期、ホームページで公表している。</p>
<p>引き続き、広報等取組みを工夫されたい。</p>	

意見・質問	回答
<p>契約件名：普通乗用自動車（ミニバンタイプハイブリット車）2台（大阪税関調査部及び関西空港税関支署）の購入（交換）</p> <p>契約相手方：トヨタカローラ滋賀 株式会社</p> <p>契約金額：6,842,938円</p> <p>契約締結日：平成25年10月2日</p> <p>担当部局：大阪税関</p>	
<p>入札説明書作成の中で、車の性能はどこで定めているのか。燃費等の指定はどこで行っているのか。</p>	<p>仕様書の中で、燃費基準達成と、排出ガス基準を定めている。</p>
<p>仕様を満たす車種は複数存在するのか。</p>	<p>環境負荷の低減をより配慮した基準ということで、入札公告時点では、一車種仕様を満たすということは確認できていた。入札公告期間中に仕様を満たす車種が増える場合もある。</p>
<p>仕様書において、仮に、事実上特定車種に決まっているということであれば、当該車種を扱うディーラーを探すしかなく、他社に声をかけても意味がない。仕様書をそこまで限定する意味があるのか。例えば環境基準をもう少し緩めたら他社の車種も候補に上がり、受注に至るかもしれない。</p>	<p>仕様書の環境対策に関する記載は厳しい設定となっており、車種が限定されてしまったとも考えられる。調達対象となる車種が少くならないように、仕様を検討する必要があると思われる。</p>
<p>日本の主要な自動車メーカーはそれほど多くないので、少なくとも複数のメーカーについて仕様に該当する可能性があるかどうか確認をした上でその性能比較をし、仕様書の基準が絶対的なものなのか、緩めても良いものなのか検討し、仕様を定めるべきである。その上で公告、入札するのがよいのではないか。</p>	<p>入札公告の時点においては、該当車種について、全部を把握し切れておらず、当関が調べた中では、結果的に他の車種が存在しなかった。</p> <p>車種を決める仕様書の作成段階においては、メーカーや車種が限定されないような仕様にすることも確かに必要であり、今後検討したい。</p>
<p>譲れない仕様があるというのは当然のことだが、その条件をクリアする車種が他にあるのであれば、参入の可能性は残しておくべきであると思われる。</p>	
<p>特定車種を指定して調達をすることはできないのか。</p> <p>仕様書でぼかして暗示するのであれば、最初から明示すればよいのではないか。</p>	<p>特定車種を指定してしまうと、仮に指定した車種以外に該当車種があった場合、それを排除してしまうことになるので、最初から特定車種を指定して調達することはできない。</p>

意見・質問	回答
<p>車種を指定できない以上は、諸言を並べて車種を暗示せざるを得ないが、もう少し分かりやすくすべきである。</p>	<p>検討させていただく。</p>
<p>また、過去に入札参加実績があり、今回不参加であった者について、その不参加の理由が、資料準備が間に合わなかった、公告に気付かなかったということであるため、入札参加者を増やす工夫を検討すべきである。</p>	<p>自動車の調達については、半期ごとに公表しており、メーカーや販売業者が調達の予定をホームページで確認できる状態になっている。</p>
<p>本件については、もともと公告期間を長めに確保しているため、これをさらに延長する効果は薄い。年間の発注予定を事前に知らせる等、公告を見逃さない工夫は何か考えられるか。</p>	
<p>ホームページは業者が見に来なければ効果がないので、例えば過去に入札実績がある者に声掛けをすることは何か問題があるのか。</p> <p>公告してから声掛けをする事は、さして問題無いように思うが。</p>	<p>入札参加可能業者を全て把握し、全てに連絡するのであればよいが、特定の業者にのみ声をかけるのは公平性の観点から行いにくい。過去の応札者又は入札説明を受けた者に見積り依頼をすることによって、入札予定があると想像させる程度である。</p>
<p>ホームページに掲載していれば、公平性に関しては問題無いのではないか。</p> <p>入札で競争した結果、落札しなければ受注できないわけであり、声掛けが直ちに公平を害するわけではない。この点については、大阪税関だけではなく、全ての部局に検討いただきたい。</p> <p>応札可能な全ての者に対する声かけが可能であるならば行えば良いし、一部の業者に声を掛けるにしても、例えば過去5年間に応札した者には個別に通知するというようなルール付けを行い、それを公表しても良い。</p>	<p>検討させていただく。</p>
<p>仕様書の要件を可能な限り緩やかにすることと併せて、より自然な競争を実現するために、検討いただきたい。</p>	

意見・質問	回答
<p>契約件名：監視艇「おき」定期検査修繕工事 契約相手方：美保船渠造船 有限会社 契約金額：17,010,000円 契約締結日：平成25年12月24日 担当部局：神戸税関</p>	
<p>以下について説明願う。</p>	
<p>1 落札率が高い理由について。 2 応札者が二つではないのではないか。応札可能な業者は他に存在するのか、また、増やす工夫をしているか。</p>	<p>落札率が高い理由について説明する。当関では年度当初に複数の造船所に工費の調査を実施し、船舶修繕基準表を作成している。予定価格の積算は、この基準表と基準表にないものは参考見積もりを微取して作成していることから、より相場に近い予定価格になっていると考えている。</p>
	<p>次に応札者が少ないのでないのではないかという点について説明する。過去の中間検査及び修繕工事では三者からの応札があり、各者に対して見積りを依頼した。しかし、今回それら三者のうち一者については、他に大規模修繕を受注しているため、見積書の提出及び応札には対応できないと返答があり、結果、二者の応札となった。</p>
	<p>応札者を増やす工夫については、本案件は政府調達に該当するため、入札公告は50日間官報に掲載し、十分な公告期間を設けている。参加資格は本来のB等級に加えC、D等級まで拡大しているとともに、地域も中国地域に限らず、近畿地域も加えるなど応札者を増やすための設定をしている。</p>
<p>公告期間については50日あれば十分だと感じるが、工事期間は12月の末から2月17日、正月を除けば実質1ヶ月強である。工事期間は適切か。</p>	<p>法定検査のため船体を上架した状態で各検査項目を運輸局に見てもらうこととなるが、1ヶ月程度は妥当である。</p>
<p>完了する時期をもう1ヶ月延ばせば、応札者が増える可能性はないか。</p>	<p>検査項目は決まっており、業者にヒアリングもして、必要となる期間も決めている。また、法定検査を受ける期間も決まっており、検査を受けるに当たっては、運輸局とも受検の時期を調整したうえで工期を決めている。長くした場合の効果は分らない。</p>
<p>応札者は近隣の造船所のようであるが、その他にこの監視艇の大きさに対応できる造船所の数などを把握しているのか。</p>	<p>この監視艇は大型船であり、これを上架でき、対応できる造船所がどれだけあるのかは分らない。分かっているのは、過去に応札した者が三者いるというだけである。今後、ほかに対応できる造船所がな</p>

意見・質問	回答
地域で近畿を加えているが、日本海側の兵庫、京都を想定しているのか。また、このとき回航費用はどうなるのか。	いか、新規開拓のため調査することとしたい。 想定はその通りである。回航費用は当方の負担となる。
遠方の業者も競争条件は等しいということか。	そうなる。
以前にも同様の案件が審議され、対応可能な業者が少なかったと記憶する。応札者が常に同じであると、慣れ合いが生じるおそれもあるため、新規開拓に力を入れていただきたい。	そのように努力する。

意見・質問	回答
<p>契約件名：平成25年分所得税・消費税の確定申告に係る納付書等の封入及び発送代行業務（区分2）</p> <p>契約相手方：株式会社 アテナ 大阪支店</p> <p>契約金額：4,825,101円</p> <p>契約締結日：平成25年11月19日</p> <p>担当部局：大阪国税局</p>	
<p>当該案件の区分1は、納付書等の封入で1者応札となっている。一方で類似案件である確定申告書の封入は複数者の入札が得られている。作業の難易度・内容によるものか。</p>	<p>応札者数の相違について、難易度も要素の一つではあるが、作業時期が重複することから、業者が自社の処理能力等を考慮し、より有利な条件で落札できる案件を選択した結果であると思料する。</p>
<p>区分2の発送代行について、大量に郵便物を取り扱う業者が、郵便料金の割引を受けて有利となることが、業者にとって入札参加の障壁となっていないか。</p>	<p>ある程度、応札業者が絞られるのは間違いない。</p>
<p>封入と発送代行は区分しているものの、発送代行について応札業者が絞られるという背景があり、また、1つの契約案件として公告していることにより、業者が封入及び発送代行を併せて行う必要があると捉えて入札参加を見合せている可能性があるため、それぞれを別の契約案件とすることを検討してはどうか。</p>	<p>検討していきたい。</p>